

CONTENTS

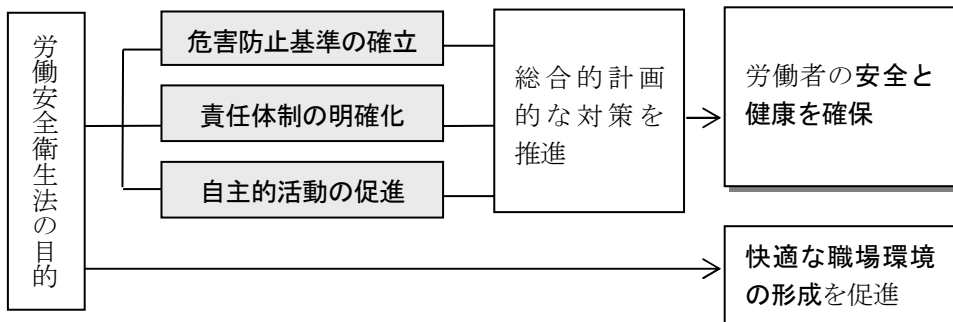
1	総則	1
2	安全衛生管理体制	5
3	労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	29
4	機械等及び有害物に関する規制	44
5	労働者の就業に当たっての措置	58
6	健康の保持増進のための措置	64
7	免許等	88
8	特別安全衛生改善計画の作成の指示等	89
9	労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント	92
10	計画の届出・報告等	94
11	その他	101

1

総 則

1 目的

この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。



POINT

- 安衛法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、安衛法と労働条件についての一般法である労働基準法とは、「一体」としての関係に立つものであることが明らかにされている。
- したがって、労働基準法の労働憲章的部分（労基法1条から3条まで）は、安衛法の施行にあたって当然その基本とされなければならない。

一問一答チェック

	問題	解答・解説	
1	労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	○	
2	労働安全衛生法は、労働基準法と一体的な関係にあるので、例えば「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、」に始まる労働基準法第1条第2項に定めるような労働憲章的部分は、労働安全衛生法の施行においても基本となる。	○	

2 用語の定義

① 労働災害	労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
② 労働者	労働基準法9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
③ 事業者	事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
④ 化学物質	元素及び化合物をいう。
⑤ 作業環境測定	作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

POINT	<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指している。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。
	<input type="checkbox"/> 労働者とは、労働基準法9条に規定されている労働者であるため、同居の親族のみを使用する事業又は家事使用人には適用されない。また、船員法の適用を受ける船員についても、安衛法は適用されない。

一問一答チェック

	問題	解答・解説
1	「事業者」は、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」と定義されている。	× 事業者とは、「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいう。
2	労働安全衛生法は、同居の親族のみを使用する事業又は事務所にについては適用されない。また、家事使用人についても適用されない。	○
3	労働安全衛生法における「労働災害」は、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいうが、例えばその負傷については、事業場内で発生したことだけを理由として「労働災害」とするものではない。	○
4	作業環境測定とは、作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。	○

3 事業者等の責務

- ① 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。
- ② 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。
- ③ 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

一問一答チェック	
問題	解答・解説
1	事業者は、労働安全衛生法上、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない責務を負っている。 ○
2	機械、器具その他の設備を設計する者は、これらの物の設計に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。 ○
3	労働安全衛生法は、原材料を製造し、又は輸入する者にも、これらの物の製造又は輸入に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めることを求めている。 ○
4	機械、器具その他の設備を製造する者は、これらの物の製造に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止の措置を講じなければならない。 ×

4 労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

一問一答チェック		
	問題	解答・解説
1	労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	○

2

安全衛生管理体制

1 一般組織における安全衛生管理体制

◆ 選任すべき事業の種類と事業の規模（常時使用する労働者の数）の関係

	A	B	C
区分	屋外産業的業種	屋内・工業的業種 (一部非工業的業種を含む。)	屋内・非工業的業種
事業の種類	林業、鉱業、建設業、 運送業、清掃業	製造業（物の加工業を含む。）、電気業、 ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各 種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等 卸売業、各種商品小売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、 ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	その他の業種

	上記Aの業種	上記Bの業種	上記Cの業種
総括安全衛生管理者	100人以上	300人以上	1,000人以上
安全管理者	50人以上		—
衛生管理者	50人以上		
産業医	50人以上		
安全衛生推進者	10人以上50人未満		—
衛生推進者	—	—	10人以上50人未満

◆ 一般組織における安全衛生管理体制の整理

	選任数	選任 期限	報告	専属	専任 制	巡視	代理 者制	行政 介入	その他
総括 安全衛生管理者	1人	14日以内	遅滞なく	—	—	—	○	局長	事業の実施 を統括管理 する者
安全管理者	1人	14日以内	遅滞なく	○	有	○	○	署長	実務経験+研 修修了者等
衛生管理者	1～6人	14日以内	遅滞なく	○	有	○ 週1回	○	署長	免許を有す る者等
安全衛生推進者 衛生推進者	1人	14日以内	—	○	—	—	—	—	局長の登録を受 けた者が行う講 習修了者等
産業医	1人 (3,000人超 は2人)	14日以内	遅滞なく	○ 1,000人 以上等	—	○ 月1回 (注)	—	—	医師のうち 一定の研修 修了者等
作業主任者	作業の場所 ごとに1人	—	—	—	—	—	—	—	免許取得者・技 能講習修了者

(注) 産業医が、事業者から、毎月1回以上、下記に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回

- ① 衛生管理者が少なくとも毎週1回行う巡視の結果、② 労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの

【1】総括安全衛生管理者

- ① 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は救護に関する技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の事項を統括管理させなければならない。

(イ) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること	
(ロ) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること	
(ハ) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること	
(ニ) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること	
(ホ) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの	1 安全衛生に関する方針の表明に関すること 2 危険性又は有害性等の調査等に関すること 3 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること（則3条の2）

POINT	<input type="checkbox"/> 安衛法は、「事業場を単位」として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、安衛法による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。
	<input type="checkbox"/> 「救護に関する技術的事項を管理する者」は、「建設業」だけ。 ➡「救護措置がとられる場合に備えての措置」（法25条の2）参照

- ② 総括安全衛生管理者を選任すべき事業場

業 種	常時使用する労働者の数
A 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	100人以上
B 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
C その他の業種	1,000人以上

POINT	<input type="checkbox"/> 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。安全管理者のような学歴に応じた実務経験や衛生管理者のような免許等は必要ない。
--------------	---

一問一答チェック

	問題	解答・解説
1	総括安全衛生管理者については、作業場等の定期巡視に関し、その頻度について特段の規定は置かれていない。	○
2	製造業に属する事業者は、総括安全衛生管理者を、常時100人以上の労働者を使用する事業場ごとに選任しなければならない。	× 製造業の事業場では常時300人以上の労働者を使用する場合に総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

3	事業者は、常時150人の労働者を使用する清掃業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。	○	
4	事業者は、常時250人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。	×	自動車整備業の事業場では、常時300人以上の労働者を使用する場合に総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
5	事業者は、常時350人の労働者を使用する各種商品小売業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任する必要はない。	×	各種商品小売業の事業場では、常時300人以上の労働者を使用する場合に総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
6	常時120人の労働者を使用する清掃業の事業場の事業者は、総括安全衛生管理者を選任する義務があるが、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者であれば、他に資格等を有していない場合であっても、その者を総括安全衛生管理者に選任し、当該事業場の労働災害を防止するため必要な業務を統括管理させることができる。	○	
7	都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者にその改善を命令することができる。	×	業務の執行について事業者「勧告」することができる」とされている。
8	都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる。	×	業務の執行について事業者「勧告」することができる」とされている。

【2】安全管理者

- ① 事業者は、政令で定める業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、一定の資格を有する者（※）のうちから安全管理者を選任し、安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

※ 安全管理者の資格を有する者

1	次のイ又はロに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの イ 大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの ロ 高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
2	労働安全コンサルタント
3	1・2に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

- ② 安全管理者を選任すべき事業場は次のとおりである。

業 種	常時使用する労働者の数
A 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	50人以上
B 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	

- ③ 安全管理者は、原則としてその事業場に専属の者を選任しなければならないが、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に労働安全コンサルタントがいるときは、当該労働安全コンサルタントのうち1人については、事業場に専属の者でなくてもよい。

- ④ 次に掲げる数以上の労働者を常時使用する事業場は、選任すべき安全管理者のうち、少なくとも1人を専任の安全管理者としなければならない。

業 種	常時使用する労働者の数
A 建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
B 無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
C 紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
D 安全管理者の選任を要する業種のうちAからC以外の業種（過去3年間の労働災害による休業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る。）	2,000人以上